

(1 9)

意見書

目次

ご意見の受付について	19-1
所定様式	19-2

検討委員会委員提出意見書

第2回会議に提出 (2通)	19-3
第3回会議に提出 (3通)	19-7
第4回会議に提出 (1通)	19-11
第5回会議に提出 (1通)	19-13
第6回会議に提出 (1通)	19-16
第7回会議に提出 (7通)	19-20
第8回会議に提出 (8通)	19-29
第9回会議に提出 (1通)	19-45
第11回会議に提出 (1通)	19-47
第12回会議に提出 (5通)	19-48
第13回会議に提出 (1通)	19-62
第15回会議に提出 (2通)	19-64

住民等提出意見書

第6回会議に提出 (2通)	19-67
第7回会議に提出 (1通)	19-70
第8回会議に提出 (3通)	19-71
第9回会議に提出 (3通)	19-76
第10回会議に提出 (1通)	19-78
第11回会議に提出 (2通)	19-79
第12回会議に提出 (5通)	19-82
第13回会議に提出 (1通)	19-90
第15回会議に提出 (1通)	19-96
第16回会議に提出 (1通)	19-97
第17回会議に提出 (1通)	19-102

次期中間処理施設整備事業の用地選定に関するご意見の受付について (一般廃棄物中間処理施設の用地選定)

1. 目的及び対象とする事案

印西地区（印西市・白井市・栄町）から排出される一般廃棄物の中間処理施設の用地選定については、平成25年2月に設置され、同年4月から会議を開催している次期中間処理施設整備事業用地検討委員会（以下「用地検討委員会」という。）が、調査審議を進めています。

この度、用地検討委員会の第5回会議で決するところにより、次期中間処理施設整備事業の用地選定に関するご意見を幅広く受付（匿名可）することとしました。

2. 対象とする事案の関係資料等

印西地区環境整備事業組合のホームページに掲載している記事をご覧ください。

※ホームページアドレス <http://www.inkan-jk.or.jp/> → トップページの「次期中間処理施設整備事業について」をクリック → 「ご意見の受付」をクリック

3. 意見の提出先

〒270-1352 印西市大塚一丁目1番地1

印西地区環境整備事業組合 印西クリーンセンター 用地検討委員会事務局 宛て

4. 意見の提出方法

- (1) 組合窓口への持参 ★平日の9時～17時まで。（会議開催時も受付します。）
- (2) 郵便等による送付
- (3) ファクシミリによる送付 ★ファクシミリ番号 0476（47）1765
- (4) 電子メールによる送付 ★電子メールアドレス youchi@inkan-jk.or.jp

5. 意見の提出期間

平成25年9月13日から検討委員会の担任する事務が終了するまで。（平成26年7月を目途）

6. 意見を提出することができる方

どなたでも意見を提出することができます。

7. 不適切な意見の排除

不当な圧力、個人や特定の団体に対する誹謗中傷、財産・プライバシー・著作権の侵害及び営利目的等の記述が含まれるご意見は、下記8で規定する取り扱いをしません。

8. 提出された意見の取り扱い

直近の用地検討委員会の会議に提出し、参考資料として活用させていただきます。

また、印西地区環境整備事業組合のホームページで公開します。

9. 所定様式

様式1のとおり。（上記2の組合ホームページから、ダウンロードできます。）

10. 問合せ先

印西地区環境整備事業組合 印西クリーンセンター

用地検討委員会事務局（次期施設推進班） 電話番号 0476（46）2734

次期中間処理施設整備事業の用地選定に関する意見書

印西地区環境整備事業組合

次期中間処理施設整備事業

用地検討委員会 委員長 寺嶋 均 宛て

1. 留意事項

- (1) 提出のあったご意見は、直近の用地検討委員会の会議に提出し、参考資料として活用させていただき、また、印西地区環境整備事業組合のホームページで公開しますが、不当な圧力、個人や特定の団体に対する誹謗中傷、財産・プライバシー・著作権の侵害及び営利目的等の記述が含まれる場合は、当該提出及び公開をしません。
- (2) 匿名による意見提出が可能ですが、意見提出者（ご自身）の氏名等の公開を希望される場合は、下記意見欄の末尾に当該個人情報をご記入ください。
- (3) 意見書は、この様式によるものの他、この様式に準じた任意様式でも結構です。
- (4) 意見記入欄が不足する場合は、適宜、用紙を追加してください。

2. 意見

平成 年 月 日提出

第 2 回会議

■委員提出意見

①亀倉委員

②渡邊副委員長

用地選定の検討の進め方に関して（意見）

2013/5/23 用地検討委員会委員：亀倉良一

1. はじめに

第1回委員会で事務局から、「真っ新たな状態なので1から検討を」との説明がありました。諮問書でも前回の経緯には全く触れず、諮問事項を列挙しています。

一方、事業組合の現状をみると、これまでの経過から次の諸点が客観的事実として確認できます。

- ①平成23年6月2日の正副管理者会議で「9住区への移設」方針が決定された。
- ②平成24年11月19日、印西市から「9住区への移転計画を白紙撤回」が申し入れられた。
- ③正副管理者間で「白紙撤回」は合意されておらず、事業組合の公式方針は「9住区への移設」のままだが、一方、そのための予算執行は凍結され、あわせて「次期中間処理施設整備事業用地検討委員会」の設置が決定された（平成25年2月7日平成25年第1回組合議会）。

当委員会に課せられた諮問事項には何の制約条件もなく、白紙委任のようにになっているが、我々としては検討作業の立脚点を定めなければ議論が統一的に進みません。これまでの検討内容を引き継ぐのか引き継がないのか。引き継ぐとしたらどのように取捨選択するのか。これらについて、大枠の合意形成が検討のスタートにあたって不可欠であると考えられるものです。

2. これまでの検討内容を引き継ぐか否か

対象とする問題が同一である以上、これまでの検討内容を引き継がないとする理由はなく、前回と今回の検討作業がつながり、スジの通った説明ができるよう、丁寧な整理が求められます。そうした観点から、これまでの検討内容を検証する立場で再検討を行うことが必要であると考えます。

3. これまでの検討内容を引き継ぐ上でのいくつかの論点

(1) 前回対象候補地として選定した6候補地（その後の条件変化で適格性を失ったものは除いて）は、今回も候補地として扱うか否か。

(2) 6候補地を3つにしぼった段階(H22年4月正副管理者会議)で、はずされた3候補地(③白井市、④本埜村、⑤印旛村)は対象外となったと見るか否か。

(3) 印西市からの申し入れの核心部分は「9住区への移転計画の白紙撤回」です。これを今回の検討の中でどう扱うかは、事業組合が態度を決めない下では、検討委員会としての独自の判断を求められる形になっています。「9住区」を候補地から除く理由として「中心自治体の申し入れを重く受け止める」だけで説明として十分か。それに加えて、新たに妥当な評価項目、評価基準をつくり、それらによって除外を理由づけるか。扱い方とその

適切な説明が求められています。

(4) 現在地の扱いについては、H22年1月14日付中央駅北地区町内会自治会連絡会の要望書により他地域への移転が求められたという事実があります。また、H24年11月19日印西市からの申し入れ文書の中には、「中央駅近くに……ふさわしくない」の文言があり、現在地も含めて否定的な見解が述べられています。

他方H22年11月26日の印西市の「事業対象候補地の選定について(回答)」では「都市計画、景観、住民への影響度」上、何も問題はないという正反対の評価がされました。

H22年4月の正副管理者会議では、6候補地の内から3候補地(現在地、印西市①、印西市②)にしぼりこまれたわけですが、現在地に対するこれらの背景事情や評価のズレをどう扱うかについて、検討委員会は判断しなければなりません。

これらのファクターだけで現在地の扱い方を判断できるか。あらたな評価項目、評価基準をつくることで再評価するか。または新たな手段(例えば周辺住民意向調査)によって新たな判断根拠を得るか、検討しなければなりません。

4. 検討作業の進め方

以上のように、まず前提問題の整理が進み、前回検討作業から継承する対象候補地が固まれば、これに今回新たな手法で追加される候補地を加えて検討対象の候補地が揃うこととなるでしょう。このためには、新たな候補地選びの手法を策定しなければならず、さらに最終地決定のために前回の評価項目・評価基準・点数配分等の検証のうえで、新たな比較・評価基準等の策定をしなければならないこととなります。

これをまとめれば、我々に必要な検討作業のステップは次の3つと考えるものです。

- ① 前回検討内容との関係の整理
- ② 候補地選び出しの方法の策定
- ③ 前回の候補地比較・評価等の基準の批判的検証と新たな基準づくり

以 上

参考資料に対する意見

白井市 渡邊忠明 H25. 5. 26

①ごみ処理基本計画（平成20年度策定）

中間処理施設のコンセプト、環境対策機能の記載が全く無く不完全であることから、当委員会で中間処理施設のコンセプト、環境対策機能を候補地選定の前提として明確にせざるを得ないのではないかと懸念する。

その際、平成20年度計画では、P76に「②次期中間処理施設整備の推進」で「熱回収施設」と記述しているが、地球温暖化の顕在化の今、中間処理施設は、「エネルギー源」と捉えるべき。（現施設は十分にその機能は有しているが。）

③事業対象用地の評価に関する報告書（平成22年3月）

候補地選定段階のSEAとしては、ある程度のレベルに達していると考えられるが、候補地を3ヵ所に絞り込んだ以降、関係住民との対話がなされず、印西市②に決めてから住民説明を行ったため、今日の事態になったのではないかと懸念する（類推）。

＜当該報告書の欠陥＞

1. 候補地の比較検討の前提として、新中間処理施設のコンセプト、環境対策機能、敷地境界における環境影響（ダイオキシンを含む大気質、騒音、悪臭等）予測が欠落していたため、住民に不安を持たせた。
2. P20、県基準に生物多様性の条件が示されているにもかかわらず、P21以降の図面に何ら表示もなく、P27の「抽出された比較検討地の概要」にも、生物多様性、さらには里山等の景観について記載がない。

この点は、SEAとして不十分と指摘せざるを得ない。

（資料編にも生物多様性に係る図面なし。）

3. 「リフォーム及び更新の再検証」のうち、P10、更新が有利な点の⑤は、昭和58年着工につき、昭和56年改正の新耐震基準はクリア済のはず。

P11は、「老朽化診断」とあるだけで、コンクリートが経年によりアルカリ度が低下し、それにより、鉄筋の錆が進行し、鉄筋コンクリートとして強度が低下しているメカニズムの説明がないため、説得力に欠ける。

④印西市のまちづくりにおける見解（平22. 11. 26）

庁内検討会のみで住民意見の反映がなさそうだが、内容は論理的で納得できる。

⑤印西市からの白紙撤回申入書（平 24. 11. 19）

「申し入れ理由」が感覚的であり、いわゆる「バックヤードシンドローム」を表明したものにすぎない。

環境科学的、社会科学的、人文科学的な理由が全くなく、論理性が全くない。

（１）については、煙突のデザイン、中間処理施設内の修景植栽を工夫すれば、景観学的に都市のランドマーク的なシンボリックな都市施設となりうる視点が欠落している。（既存の煙突ですら、ランドマークとしての評価はなしうる。）

⑧組合広報紙

前述の⑧との関わりで、2010. 10. 10、2012. 6. 1 で排ガス測定結果の実績を、2012. 1. 20 に次期施設の排ガス自主規制値を掲載しているが、これらはもっと早くに情報提供しておくべきで、そうすれば、住民に安心感を与えていたと思う。

これらは、平成 22 年 3 月の報告書の前提に盛り込んでおくべきであった。

⑨今後の廃棄物処理施設整備の在り方について（案）

次期中間処理施設は、当案 P 2 の「省エネルギー・創エネルギー（今も合致）、災害対応の強化」の方向性で推すべきである。

P 3 の「（２）地域住民等の理解と協力の確保」の方向性はもちろんのことである。

P 6（６）地域の防災拠点も取り入れ、特に P 5（４）中の「地域特性を踏まえて回収エネルギーを熱供給により地域に還元する」ことは従来やってきたことではあるが、「余熱利用」という狭い考えでなく、中間処理施設を発電も含めたエネルギー供給施設（源）と積極的な捉え方で、コンセプトに盛り込むべきである。

<以上を踏まえた今後の検討の進め方>

①で述べたように、次期中間処理施設のコンセプト・環境対策機能の提案は、当委員会で取りまとめざるを得ない。

③の平成 22 年 3 月の報告書は、国環研安田君（廃棄物の学識者）が入り、住民代表としても首長推薦ではあっても白井市の代表は、環境の専門家として長きに亘り市民活動に取り組み、市長が替っても科学的知見と市民目線でぶれずに発言してきた立派な住民代表である。

報告書として、一部欠陥はあるものの、概ね S E A の流れでまとめられているので、当該報告書の欠陥を補った上で、候補地を選定し、段階毎に情報公開し、パブコメを求め、絞り込んだ候補地については、当委員会の学識者委員にファシリテーターをお願いし、住民に理解を頂き収束せざるを得ないのではないかと。

用地の公募も一案であるが、S E A とセットである必要がある。

第 3 回会議

■委員提出意見

①黒須委員

②岩井委員

③亀倉委員

本会議の事前配布資料の中に示されている事項に関し、下記のとおり意見を申し述べます。

1. 今後の進め方について

①次期中間処理施設の構想に関する検討を行う体制について。

ごみ処理基本計画の策定に基づき、次期中間処理施設に関する計画検討を進めるのが基本。

「ごみ処理基本計画」→「次期中間処理施設整備」の①基本構想（今回、立地が未定）

同 ②基本計画（立地決定後に作成）

同 ③基本設計→実施設計

②今回、「次期中間処理施設」の構想を検討する目的の明確化を。

○構想の検討目的

次期中間処理施設の候補地の募集・選出や比較検討に際し、あらかじめ施設の計画理念
目標像・主要機能・立地条件等、可能な範囲で“施設像”の概要を示すことが必要。

それにより、

イ. 立地・用地の要件を明らかにし、候補地の選出や比較評価に資する。

ロ. 応募者や自治体、住民において、次期中間処理施設がどのようなものであり、特定
の地域に立地した場合、まちづくりや周辺環境等にどのような効果や影響があるか、
適切な知識が得られるようにする。

③公募について／個々の地域で「立地（誘致）構想」を提案できる提案型の公募方式導入を。

印西地域（2市1町）は、様々な特色を持った地域（ゾーン）で構成されている。

各地域において、次期中間処理施設を生かした独自の地域づくり・まちづくりが考えられる。したがって、施設誘致の企画提案を募る方法を併用することが有益と考える。

例示：（特徴あるゾーン）→（立地条件等を生かした様々な企画・提案が可能）

○利根川沿岸ゾーン：水と緑はCO₂吸収源、風の道が大気拡散を促進、広大な空間
→排煙（CO₂）の環境影響を抑制。展望施設・ランドマーク。

○白井工業団地ゾーン：各種リサイクル・廃棄物処理施設が集積
→地域のリサイクル拠点として相乗的な効果を期待。

○CNT都市軸ゾーン：人口集中、商業・業務施設が集積。開発区域内に未利用地が多い
→都市施設等への熱供給など

○農村土地利用ゾーン：林地・農地はCO₂（排煙）の吸収源。荒れた土地等の活用。
→大規模ハウス園芸等への廃熱活用など

2. 「中間答申（又は中間報告）」を実施し、適時に構成市町・住民に情報提供を

ゴミ処理基本計画の検討経過や、次期中間処理施設の構想については、その検討成果の概要を中間答申として報告するとともに構成市町・住民に広報紙等で情報提供する。また同時に、住民の質問・意見等を募り、委員会での検討に反映することが望まれる。

実際に、構成市町や住民の理解・協力のもとで、公募や紹介あっせん等により候補地の選出がスムーズに行われるようにするには、その前にこうした中間答申に基づく情報提供等を適時・的確に行うことが肝要と思われる。

以上

ごみ処理施設のあり方
(近くにあったらいいな~と思われる魅力ある施設)

1. 基本的コンセプト

- ① 単なるごみ焼却施設ではなく、未来の施設を先取りした「環境の苑」
- ② 採用可能な再生可能エネルギーをすべて導入
- ③ 住民が自由に使える憩いの場／ごみ減量につながるエコプラザを併設（雇用創出）
- ④ 余熱利用・ごみ発電と LED 照明の導入で農業支援（農家と協働で植物工場の運営）

2. リサイクルより熱利用

- ・ プラスチック製容器包装をリサイクルせず可燃ごみへ（コストダウンと熱利用のメリット有り）
 - * 現在印西地区のプラスチック製容器包装は、容器包装リサイクル法に基づき再商品化業者に引き渡しているが（年間約 1,600t）、高額な経費（約 10 万円/t で約 16,000 万円／燃やすより 2 倍以上掛けている）を払っており、結局燃料として再利用されている。経費的にも地球温暖化防止からも、発生場所で燃やして排熱を利用した方がよい。（欠点は、燃やすごみが約 4%増えることであるが、燃やすごみの発熱量がアップし、ごみ発電の効率も上がるので総合的には得）
- ・ 紙やペットボトルは従来通りリサイクルに回す。

3. 具体策（従来技術と最新要素技術の組合せ）

- ① 中間処理施設の建物は基本的にはスマートビル（断熱強化と創エネ）
- ② 高効率ごみ発電を採用
- ③ 中間処理施設には太陽光発電、風力発電を設置し出来るだけ自然エネルギーを導入する。
- ④ 煙突も単なる煙突ではなく、自由に曲がる薄い太陽光パネルを貼って発電、展望台も設ける。
（技術的に可能なら煙突を支柱とした風力発電も設ける／羽根は強く軽い炭素繊維を採用）
- ⑤ エコプラザには、NPO などが運営し、工作室（放置自転車の改造）、ビオトープ、実験室、教室・会議室（環境学習）、再生品の販売店、古着交換会場等のほか、廃食油からのバイオジェール燃料(BDF)製造プラントの導入、生ごみ処理機（コンポスト製造・メタン発酵）を設置。
- ⑥ さらにエコプラザには住民がくつろげるエリア（Café など）を設ける。
- ⑦ 災害時の緊急避難所も兼ねる。（食用・飲料の備蓄、簡易ベットなどを用意）
- ⑧ 中間処理施設の車及びパッカー車はすべてEV（電気自動車）とし、施設には充電スタンドを設け、ごみ発電と自然エネルギー発電から充電する⇒周辺地域の環境保全／住民も使用可能
- ⑨ 雨水は出来るだけ回収し中水として利用する。（浄化して備蓄し、非常用水とする）
- ⑩ 隣接する植物工場は、例えば地元の特産品であるメロン、イチゴ等を常時栽培する。それに適したLEDランプの波長、排ガスから回収したCO₂の活用など大学等と協働で開発する。
 - * 創エネルギーの未来施設の開発にあたるので NEDO や国などから建設費を助成して貰う。
 - * 施設から 1km 以内の住民には、温水センターの無料券や割引券を配る。

以上

「今後の進め方」についての発言メモ

2013/6/23 用地検討委員会委員：亀倉良一

今後の進め方について、思っていることを3点述べます。

第1点は、該当用地の関係住民との事前合意を原則として貫くことです。これは、ごみ処理施設をめぐる象徴的紛争事件であった東京杉並工場建設問題が、「住民合意が必要」との地裁の和解提案から動いた歴史的教訓から自明でありますし、何よりも、今回の「決まったことだから理解を求める」という前管理者の一方的な対応が住民に通じなかった事態からも明らかです。私たちはこれまで市民運動の中で他市の経験なども調べてきましたが、関係住民との合意づくりを、丁寧に、粘り強く、重層的に取り組んでいる事例を知りました。例えば「成田市・富里市のごみ処理施設広域化計画策定業務報告書」(※1) や三鷹市・調布市の「ふじみ衛生組合」の新ごみ処理施設整備のとりくみ(※2) などからは貴重な示唆を得ることができます。

※1＝同報告書の中で6ページにわたって「広域化事業の推進方策、住民合意について」の項目を立てて市民との合意形成に関する具体的手順を述べている。

※2＝H14～17年にかけて市民委員参加の「基本計画検討委員会」を立ち上げ、委員会開催15回、勉強会20回、見学8回、シンポ2回、アンケート調査を実施。また公判ではH18～25年にかけて「新ごみ処理施設整備市民検討会」をたちあげて34回の検討会を開催した。

これらと比べて、当組合の前回検討委員会では、この問題で検討した形跡は見られません。検討結果の報告書には何もふれられておりません。議事録では、初期の段階で関連意見が散見されるが、発言者は言いつばなし、議長は言わせつばなしで重視して議論した記録はありません。その結果が今日の状況を招いたわけで、これは検討委員会の不手際か、事後の管理者の進め方が悪かったのか、どちらの責任かわかりませんが、繰り返してはならない失敗経験だと思います。幸い今日の資料「事業推進手法の比較」で「住民説明会」の反省事項が書かれておりますので、それをふまえて、ていねいな住民合意を図ることを大原則に据えていく必要があります。

第2点は、「余熱利用」の意義についての前検討委員会の評価をどう検証するか、という点です。

ご承知のように、前回の検討委員会は、事業用地絞り込みの要素に「余熱の利用方法」を重要な評価項目に据えて、「9住区」と「現在地」を最終候補地にあげ、管理者は同じ理由で「9住区」を候補地に絞り込みました。しかし、前検討委員会の議事録によって検討経過をたどってみると、どれだけ客観的な検討がされたのか疑問を抱かざるをえません。検討経過を時系列的にみると、まず初期の第4回委員会で「対象用地の評価項目及び評価基準の考え方」がテーマとなり、その段階で早々と「地域冷暖房及びプール等の余熱利用先の有無」に高い配点が配分され、第6回委員会で「現在の余熱利用施設、設備の利用が可能である」として74点の「9住区」と73点の現在地点を高く評価した報告書がまとめられました。しかしこの時点では、現在の余熱利用のあり方が果たして最善なのか、という検証はなんら

示されておりません。それがテーマになるのは第7回検討委員会以降の「将来のごみ処理基本システムおよびコンセプトについて」という議題の中であり、ここで初めて将来のシステムとして最も効率的なのは、7類型中、「地域冷暖房に最大限供給するシナリオである」との結果がコンサルタントから説明されています。このように、検討プロセスを時系列でみると、最初に余熱利用の最も効率的なあり方が検討されて、次にそれに適合する用地が選定されるという通常の順序とは反対に、まず用地が決められて、あとからそれを合理化する理屈がつけられたかのような流れとなっています。実際議事録を見ても、丁寧な検討がされた跡はありません。（※3）

※3=例えば、一委員の「地域冷暖房と高効率発電ではどちらが熱をより利用できるか」「本当に余熱利用は環境にプラスになる実効性あるものか」との意見に対し、学識経験者とみなされる委員が「発電しかできないとCO₂の発生が結構多い。20%の発電効率で2割の熱をその他に利用するとCO₂の排出量を完全に相殺でき、焼却場の場合は地球温暖化から考えると発電だけではちょっと厳しく、できるだけ余熱利用を増やすというやり方で検討されている」などの論点をすり替えた一般論が話され、これから作ろうとする当該施設の設備条件を踏まえた論証抜きに、現在の余熱利用が合理的かのように議論の流れが形づくられている（第4回検討委議事録）。この他にも、疑問点に的確に答えていない例は多々あり、言いつばなし、言わせつばなしの議論にとどまり、結果的にコンサルタントが出したシナリオに収れんしている。

もし、現在の余熱利用の方法が、前回検討委の結論どおり最善のものだとすれば、「9住区の白紙撤回」は、その望ましいあり方からの後退であり、それはどれほどのマイナスになるのかを見極めなければなりません。何よりもその前に、現在の余熱利用の方法と前回委員会の高い評価についての様々な疑問点を市民にも分かりやすく説明する必要があると考えます。

第3点は、環境省の「今後の廃棄物処理施設整備のあり方について（案）」に関わって、防災拠点としての役割の付与と「高効率発電」の要請を一体として取り込んでいくことを重要なコンセプトとする必要があるのではないかと考えます。

まず、「高効率発電」については、前回検討委員会のメーカーへのヒヤリング調査の結果として「外部への熱供給を行う場合、高効率発電は困難」だとする一方で、「熱供給を現行の2倍とする」のが効率的な将来のシステムであると、高効率発電化を否定する結論を出していますが、3.11後の環境変化の中で、果たしてこれでいいのかわかるか、真剣な再検証が必要です。

そして、「防災拠点」の役割をどのように果たしていくかについては、近隣住民のための「避難施設」機能提供も、近隣住民への利益還元の上で重要なことですが、それとあわせて、環境整備事業組合を構成する3自治体全体に効果の及ぶ、もっと根本的な防災の役割として、公益施設のための非常用電源として活用できないかどうか、送電上の技術問題、電気事業の法律問題など難しい問題があるのかもしれませんが、重要な検討課題ではないかと考えるものです。

以上

第 4 回会議

■委員提出意見

①岩井委員

事業用地敷地面積の決定における前提条件（意見）

1. はじめに

現在の印西クリーンセンターの敷地面積は、約 2.5ha あり、そこに 100t/d のストーカー炉のごみ焼却施設が 3 基、50t/5h の粗大ごみ処理施設、管理棟、予備地などが設置されております。

前回の計画では、次期中間処理施設は、240t/d（基数は未定）のストーカー炉のごみ焼却施設、概ね 25t/d の不燃ごみ・粗大ごみ処理施設、管理棟、プラザ機能、予備地などで敷地面積が 3.5ha 必要として構成市町村から建設候補地を挙げてもらい、最終的に 9 住区の 4.0ha（UR の土地の区割りから、3.75ha となる）に決定した経緯があります。

今回、事業用地の一般公募を行うに当たり、まずは敷地面積を決めなければなりません。

そのためには、どのような施設を設置するのか、予備地を設けるのか否か、など敷地面積の決定に大きく影響する重要な前提条件を専門部会ではなく全体会議で決定すべきと考えます。

以下に全体会議で決定すべき前提条件を挙げます。

2. 前提条件

① 予備地を設けるのか？

予備地を設けるとすれば、次期中間処理施設を竣工してから約 30 年間運転しても、次の中間処理施設が継続して運転するので、約 60 年以上の長きにわたり同じ場所で運転することになり、その前提で次期中間処理施設周辺住民の同意を得る必要があります。住民にとっては半永久的と見られるでしょう。

参考までに下表に予備地を設ける場合と設けない場合の利点・欠点を挙げてみました。

	利点	欠点
予備地を設ける場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次の次の用地を心配しないで済む。 ・ 長期的にはコストダウンに繋がる？ ・ 災害時の対応など、予備地の有効活用ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地購入費が高くつく。 ・ 半永久的にごみ処理施設が存在する可能性があるため周辺住民の同意が得られにくい。 ・ 面積が広いので応募対象の土地が少ないかも？
予備地を設けない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地購入費が安くつく。 ・ 面積が狭いので応募対象の土地が多いかも？ ・ ごみ処理施設の設置期間が比較的短いので周辺住民の同意が得られやすい。 ・ 2 市 1 町で順番にごみ処理施設を設置できる。(公平) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次の次の用地探しが必要。 ・ 長期的にはコストアップになるかも？ ・ 土地に余裕がないので災害時の対応に制限がある。

② プラザ機能を併設するのか？

併設するとしたら、どのような内容の施設になるのか？その規模は？（前回の次期中間処理施設整備基本計画では、一般的なプラザ機能を記載しており、具体的計画は住民が中心になった委員会で決めることになっていましたが、白紙撤回で委員会は設置されていません）

プラザ機能は住民が参加する施設です。使い勝手が悪く、住民のニーズに合致しない施設だと稼働率が落ちてしまいます。

プラザ機能検討専門部会を立ち上げて検討して行きましょう。

③ ごみ焼却施設のタイプ

平成 22 年度の次期中間処理施設整備基本計画策定の議論では、ごみ焼却施設のタイプは基本的にストーカー炉と決定しました。ただし、敷地面積が比較的狭い熔融炉も検討されましたが、エネルギーを使い過ぎるので余熱利用が縮小するなどの意見により採用されませんでした。熔融炉を使い、スラグの有効利用（路盤材など）を図れば、最終処分場の延命化に繋がります。岩戸にある現在の最終処分場は、約 110 億円かけて建設し、平成 11 年に使い始め、現在までの埋立て率は約 1/3 になりました。あと 20 数年で満杯になります。その後の最終処分場の予定地はありません。次期ごみ焼却施設の建設費を考える場合、次期最終処分場の建設費と一体で考えては如何でしょうか？どのようなタイプのごみ焼却炉の採用が、総合的に一番コストが安くつくのか検討すべきだと思います。

ストーカー炉も熔融炉もいろいろな機種がありますが、機種選定については、専門的な知見で判断すべきであり、別な委員会で決めるべきでしょう。

④ ごみ焼却施設の処理能力

ごみ処理基本計画検討委員会の結論が出てからでは時間がありません。例えば、200t/d で仮決めして敷地面積の検討を進めてはどうでしょう。

⑤ ごみ焼却施設の基数

ゴミ焼却炉の能力が前回決めた 240t/日になるか、もっと小さなものになるか未定ですが、基数をいくりにするかで敷地面積に大きく影響が出ます。普通ごみ焼却施設の基数を決める場合、故障などを考慮して複数基にします。2 基にするか 3 基にするか、災害時の対応とごみピットの容積なども勘案して決定すべきでしょう。

施設が長期に停止した場合、周辺都市のごみ処理施設の支援が得られる場合は、100t/d×2 基でよいが、支援が得られにくい場合は、100/d×3 基になり、コストがかかる。

⑥ 不燃ごみ、粗大ごみの処理施設の能力⇒前回検討の結論のスタディが必要です。

⑦ 事業用地の形状

敷地面積が同じでも、形状が複雑だとデッドゾーンが出来てしまい使えません。

事業用地の形状は、原則、長方形・正方形で公募すべきでしょう。

以上

第 5 回会議

■委員提出意見

① 亀倉委員・黒須委員・柴田委員・藤森委員(連名)

平成 25 年 8 月 21 日

印西地区環境整備事業組合
次期中間処理施設整備事業用地検討委員会

委員長 寺嶋 均 殿

次期中間処理施設整備事業用地検討委員会

委員： 亀倉 黒須 柴田 藤森

管理者等への別紙質問書提出についての要請

酷暑の日々、貴職におかれましてはご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、次期中間処理施設整備事業用地検討委員会は、去る 4 月 21 日に「諮問書」を受けてから、すでに 4 カ月が経ちました。この間 4 回の会議が開かれてきましたが、審議ははかどらず、諮問書で求められている答申期限に遅れています。これについて、8 月 8 日開催の組合臨時議会において議員から激しい叱責の意見が出されましたが、我々委員としても複雑な思いで受け止めているところです。

審議の遅れの背景は、そこで事務局から説明があった通り、用地選定のこれまでの複雑な経緯の把握に手間取り、的確に論点をしぼった審議に入れなかったためであります。

検討・検証作業を進めるにあたって、真の論点がどこにあるかを探り出すことは、最も重要なことです。とりわけ、今回の用地選定作業の場合のように、一度出された結論に加えて、再度同じテーマの答申を諮問されるという稀有な事情においては、その背景にある、各決定権者間の見解の異同を正しく認識しておくことが検討・検証作業の前提として不可欠です。しかし残念ながら現状では、このことが明確に表面化して把握されておらず、したがって論点として共通認識化されるに至っておりません。

つきましては、与えられた検討作業を的確に、迅速に進めるために、これらに関する決定権者の皆様方のお考えを確認するために、別紙の質問を委員会として提出いたしたく、要請致します。

以 上

印西地区環境整備事業組合

管 理 者 板倉 正直 殿
副管理者 伊澤 史夫 殿
副管理者 岡田 正市 殿

次期中間処理施設整備事業用地検討委員会

用地検討委員会の課題について（質問）

貴職におかれましてはご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、次期中間処理施設整備事業用地検討委員会は、去る 4 月 21 日に「諮問書」を受けてから、すでに 4 カ月以上経ちましたが、用地選定のこれまでの複雑な経緯の把握に手間取り、審議が遅れていることは申しわけありません。

検討・検証作業を進めるにあたって、真の論点がどこにあるかを探り出すことは、最も重要なことですが、このことが明確に表面化して把握されておらず、論点として共通認識化されるに至っていないことが審議の遅れの一因ともなっています。

つきましては、与えられた検討作業を的確に、迅速に進めるために、これらに関する決定権者の皆様方のお考えを確認いたしたく、下記の通り、貴職のご見解をお示しくくださるようお願いいたします。

記

① 平成 21 年 6 月に発足した「印西地区次期中間処理施設整備検討委員会」は、比較検討地 5 箇所と現在地の計 6 箇所と比較評価を行い、その結果として、上位 3 箇所（1 位「泉・多々羅田地先」、2 位「現在地」、3 位「大森・草深地先」）を平成 22 年 4 月に管理者へ報告し、管理者・副管理者会議は平成 23 年 6 月に「泉・多々羅田地先」（「9 住区」）を次期中間処理施設の建設予定地と決定し、組合議会はこれを承認した。

以上の事実経過に間違いはありませんか。

② 平成 24 年 8 月 6 日、組合の「関係首長会議」で、管理者・副管理者を選出。ここで板倉管理者が「移転計画の白紙撤回」を表明し、伊澤・岡田副管理者は「代替案を見て判断する」と同意しなかった。その後同年 11 月 19 日に印西市長から、印西地区環境整備事業組合管理者にあてて「9 住区への移転計画の白紙撤回」が申し入れられた。平成 25 年 2 月 7 日開催の組合の第 1 回定例議会は、管理者の上記

「白紙撤回」方針に対して両副管理者は同意していない現状を確認する一方、再度、事業用地選定のための「検討委員会」の設置を決め、それに沿った予算措置を講じた。その後同年8月8日開催の組合議会全員協議会において板倉管理者は議員の質問に答え「(次期中間処理施設は)テニスコート(現在地)には作らせない」との考えを表明した。

以上の事実経過に間違いはありませんか。

③ 以上の経緯を踏まえると、現在の「用地検討委員会」が行うべき課題は、諮問書にはその旨の明記はないものの、前回の「次期中間処理施設整備検討委員会」が①記載の3箇所を候補地として選定した判断について、その後の諸条件の変化を勘案して妥当性を検証し、あわせて公募を含めて新たな比較対象地を見出し、それらを比較評価して、次期中間処理施設の整備に適した用地を答申することと史料されます。

この考え方について貴職のご見解をお示してください。

以 上

第 6 回会議

■委員提出意見

①亀倉委員

候補地の抽出方法、比較評価項目についての意見

2013/9/18 用地検討委員会委員・亀倉良一

I. はじめに

候補地公募について、他の自治体の事例を見ていて、佐久市の取りくみが印象に残りました。そのプロセスの概要は次の通りです。

- ①公募段階の条件は面積だけ（施設の概略はあらかじめ別に示されているのかも知れない）
- ②応募地が揃った後に市民参加の「選定委員会」を設置。
- ③委員会で、資格判定項目、資格判定基準を設定し、まず資格の有無で「適」「不適」と大きく選別。（判定項目は「土地利用・6項目」「環境保全・2項目」「災害防止・2項目」「合意形成・1項目」）
- ④委員会で、「適」となった候補地の適性を測るため、評価項目・評価基準、配点（重み付け）を設定し、点数評価と記述（定性）評価を行い、評価結果をとりまとめ。

評価の仕方は、全体を100点として、それを5つの大項目に分けて各項目の配点をきめ、それら大項目の下に26に区分した詳細項目を設けて、大項目の各配点の範囲で詳細項目に評価点数をつける。大項目の配点区分は「土地利用＝10点」「環境保全＝20点」「防災性＝20点」「経済性＝20点」「合意形成＝30点」で、それぞれの項目のもとに細分化した評価基準や配点も非常に合理的で説得性が感じられました。

私はこの意見書を書くにあたり、この先例を念頭に置き、前回検討委員会の結論を検証し、今日的視点で見直してみたいと考えています。

これまでの委員会の審議で、「今回の委員会は新たな委員会だから前回検討結果にとらわれずに新たな方針をつくれれば良い」とのお考えもあるようですが、前回検討結果の問題点を明らかにした上で、それを是正するという手順を踏まなければ、新たな方針の説得力を欠くことになるので、私は「前回決定の批判的検証」という手法を欠いてはならないと思います。以下、その観点で意見を述べます。

II. 前回委員会の検討内容の問題点

1. 評価項目の体系設計の問題点（検証・その1）

前回検討委員会の評価の仕方を、第2回会議参考資料③「事業対象用地の評価に関する報告書」P34～38について見ると、次の諸点が指摘できる。

- ①基礎的条件（面積・地盤等）とユーティリティ的的条件（余熱利用、プラザ機能等）を同列に並べ、それらを25項目だけで評価しており、比較の仕方が荒いと感じる。（因みに佐久市の場合は1次評価で10項目、2次評価で26項目の合計36項目でチェックしている）
- ②評価項目間の配点のバランスが妥当性を欠いている。例えば基礎的条件と見られる「検討地の状況」「法令関係他」への配点が78点中の24点（当地域に関係のない「航空規制」を除けば21点）であるが、それと並んで、生態系保全など「自然環境」への配点が同じウェイトの21点がつけられ、他方、住宅密集度、道路の安全など「社会環境」が12点に止まっているなど、「自然環境」への

配点が高い反面、住民合意上大切な項目が軽視されている。果たしてこの体系組み立ての根拠とした考え方に、何か一貫性があるのか、あるいは出された意見にしたがって漫然と項目を付け加えていった結果か、非常に疑問がある。

③基礎的条件とユーティリティー的条件を同列で評価している問題点に加えて、ユーティリティー的条件（＝施設コンセプト）の評価基準が一定の価値観を前提にしているために、評価点が初めから特定の候補地に有利に働くようにつくられている。

試しにユーティリティー的条件の項目を除いた各中項目＝「検討地の状況」「法令関係他」「インフラの整備状況」「社会環境」だけの合計点数を比較すると、6候補地中5候補地の点数差はさほど大きくないが（その後明らかになった地盤の液状化、最近のNT駅周辺の交通状況、住民の合意度等を考慮して再採点すれば、逆に順位は一変する）、「地域熱供給センターに近い方が良い」「リサイクルプラザ利用者のために駅に近い方が良い」「自然を残す方が良い」などの価値評価を加えると、それらへの配点が78点中の33点もあるので、自ずと特定候補地に誘導されるような仕組みになっている。

そして、蒸気の地域冷暖房への供給が「CO2削減効果大きい」「省エネルギー効果大きい」という理由を付けて「9住区」と「現在地」に絞り込まれたわけだが、この理由の説明には大いに疑問があり、それについては別項で述べる。

2. 地域冷暖房への熱供給とCO2削減効果との関係の説明についての疑問（検証・その2）

①この問題については、印西市から提出された「まちづくりにおける見解」（第2回検討委員会・参考資料④）で要旨次のように述べられている。

『（現在地と9住区は）熱供給施設や温水センターに引き続き蒸気を供給することが可能である。熱供給施設の平成21年度実績によると、蒸気の利用により年間2700トンのCO2の削減に寄与している。』

ここでは計算根拠が示されていないので、この説明については直接検討できないが、同様の見解を「ニュータウンセンター熱供給事業部」も示していて、同センター作成パンフレット「千葉ニュータウンにおける熱供給事業の概要」P7で、その具体例を22年度実績として次のように説明している。

●22年度の実績				●蒸気受入がなければ			
	使用量	発熱量 GJ	CO2 排出量 T-CO2		使用量	発熱量 GJ	CO2 排出量 T-CO2
電力 kwh	8,927,592	87,133	3,428	⇒	8,927,592	87,133	3,428
都市ガス m ³	1,434,279	64,543	3,149		2,601,911	117,086	5,698
蒸気 t	21,446	52,543	0				
計		204,219	6,578			204,219	9,126

この説明は、「蒸気を利用すればCO2排出量は0である」が「蒸気を利用しなければその分の熱源は都市ガスを使用するのでCO2排出量が増える」。「蒸気の利用によるCO2削減量は9,126-6,578＝2,548トンとなる」というものである。

② 疑問点の第1は、「蒸気 21,446 トンの使用でCO2 排出量が0」という説明である。

クリーンセンターでゴミを焼却したとき、そこからCO2が発生する。そのCO2をカーボンニュートラルの理念上どう扱うか、また「温対法」上の報告義務があるかどうか等は別として、発生自体は自明である。そしてクリーンセンターが焼却熱を利用して、電気や蒸気をつくり、それを外部に販売した場合、それに見合うCO2分は「回避分」として、クリーンセンターが自ら発生させたCO2の総量からその分を控除して報告できる、というのが「温対法」の扱いである。

他方、クリーンセンターから蒸気を買ったニュータウンセンターはそれをどう扱うか。

上表の「22年度の実績」にあるように、熱源として使った電力から発生したCO2はニュータウンセンターの事業活動で発生させたCO2としてカウントされなければならない、実際にそう扱っている。都市ガスの場合も同じである。蒸気についても同様に扱うべきだが、これだけはそうしていない。実は、「他人から供給された熱の使用」の場合のCO2の計算方法について、環境省の省令では「使用蒸気のGJ×0.057 tCO2」とすると示されている。これによれば、上表「22年度の実績」の蒸気の欄のCO2排出量は0ではなくて、 $52,543 \times 0.057 = 2,995$ tCO2となり、排出量合計は6,578 tではなくて、9,572 tCO2となるのではないかと、ということである。

③ 説明の疑問点の第2は、上記と関連して、「蒸気の受け入れがなくなった場合」の代わりに熱源として全て都市ガスに代替しているが、なぜ電力として計算しないのか、という疑問である。

理由は、都市ガスで計算した方がCO2排出量が多くなり、蒸気利用の優位性を強調するのに都合が良い、という作意があるのではないかと、という疑念である。

来なくなった蒸気分(=発熱量)だけ電力に換えれば、上表から必要電力は5,383,522kwhと計算できる。そして1kwh当たりのCO2排出係数は上表では0.000384としているので、蒸気を電力に換えたことによるCO2量は $5,383,522 \times 0.000384 = 2,067$ tCO2となっており、上の右表のCO2合計は、電力5,495(3,428+2,067)+都市ガス3,149=8,644となっており、説明とは全く異なる結果となるのである。

3. 地域冷暖房への熱供給と省エネルギー効果との関係について

前回委員会で「9住区」と「現在地」に絞り込んだもう一つの理由である「省エネルギー効果が大きい」ということについては、当組合の「次期中間処理施設整備基本計画」(H23.3)のP10に「表1-5 シミュレーションによるごみ処理システム評価結果」があるが、これは結論だけで、前項のニュータウンセンターのような具体的な説明資料ではなく、計算の前提や計算過程が分からない。このためバックデータの提供を事務局に依頼中だが、これについては、その結果を見て検証してみたい。

以上の考察の内容は、一応、提供された資料は読み込んだ積りではあるが、全く専門知識のない素人の判断です。この点、委員会の学識委員を始め、専門分野の方々による専門的な見地からのご指摘を念願する次第であります。

Ⅲ. 第6回議題(比較対象地の抽出方法、用地の比較評価項目等)について

以上述べてきた私なりの検証により、前回検討委員会の検討内容には問題があり、その結果絞り込ん

だ3カ所の候補地の選定は合理性があったとは思えない、というのが私の判断です。これが間違っていないければ、私達は、これまでの「蒸気の外部への供給上の優位＝大きいCO2削減効果＝9住区又は現在地」という呪縛から解き放たれ、最近の立地環境の変化、新たな環境政策面を踏まえて、新しい視点・考え方で候補地選定を進めるべきと考えます。

第6回議題についての具体的な意見は、事務局案について、気が付くことがあれば別に申し上げますが、基本的には次のような諸点を思いついています。

1. 公募の際に示す条件は詳細なものではなく、1次判定と位置付けて、基本的な事項だけで良いのではないかと。詳細な評価項目は、複数の候補地間の優劣を見る際に必要になることで、2次判定の基準として慎重に決めればよい。ただ、初めの応募に際して、どのようなことが評価基準になるのかの応募者の質問に備えるためには、野田市の公募要項に添付された「野田市新清掃工場建設候補地選定基準」程度のものであれば決しておいた方が良いでしょう。
2. 公募を知らせる市民への説明・あいさつ文について、どんな施設をつくるのかの「基本的考え方」をわかりやすく示している佐久市の例は、市民に安心感を与えるものとして参考になる。市民感情にマッチする施設コンセプトを早くまとめて応募の気運を盛り上げていく必要があるし、また、地域への利益還元、町おこし策と結び付けて、公募の際に該当地域から、住民主体のプロポーザルの提案を出してもらうのも有意義なのではないかと思う。
3. 評価項目は、施設の基本的条件とユーティリティ条件をきちんと区分し、住民との合意形成の条件を重視し、項目間全体のバランスが妥当になるように十分検討する必要がある。

以上、会議の発言では正確に言い尽くせないもので、文章をもって感じていることを申し上げました。

以上

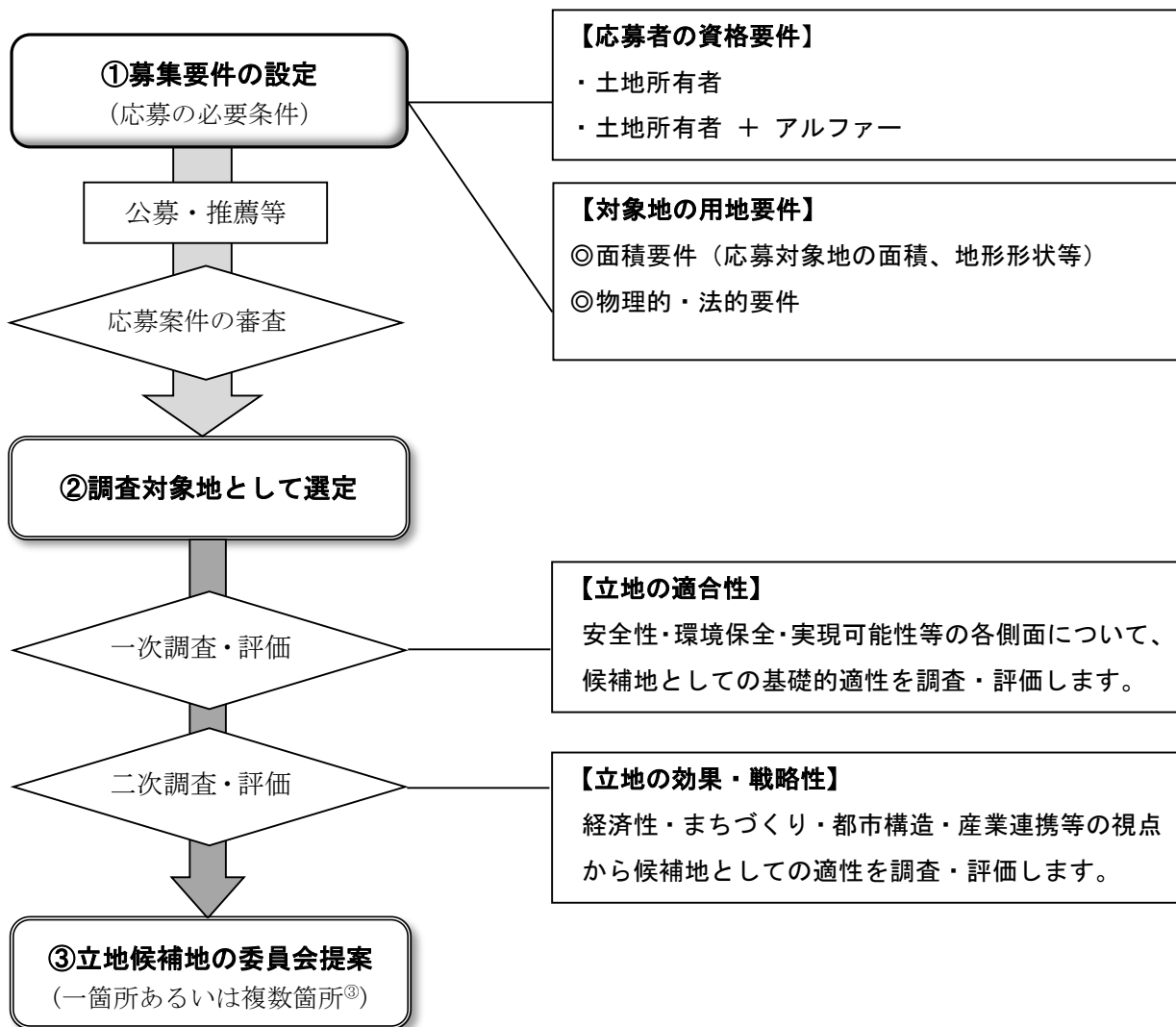
第 7 回会議

■委員提出意見

- ①黒須委員
- ②岩井委員
- ③亀倉委員
- ④渡邊副委員長
- ⑤岩井委員
- ⑥黒須委員
- ⑦渡邊副委員長

「立地候補地の募集及び調査・評価手順」の対案提示

- ①公募・推薦等は、中間処理施設の立地に必要な条件（募集要件）を設定して実施する。
 ②応募案件が募集要件を満足している場合「調査対象地」に選定し、比較評価の対象とする。
 ③調査対象地について、1次調査・評価で基礎的な適性を、二次調査・評価で立地効果（メリット・ディメリット）や戦略性・実現性について調査・評価する。
 評価結果を総合的に踏まえ、委員会として立地候補地を提案する。



- 1) 評価方法は、客観的な基準でランク化・スコア（得点）化する定量的比較方式を採用。
- 2) 定性的な評価、採点式の評価方法も併せて検討（例えば、各委員の採点をもとに評価）。
- 3) 複数の候補地を選定する方法も当然考慮する（→評価手法によって評価結果が異なる。）
 例えば【加点法・減点法】：ある側面、もしくは全体で〇〇点以上であるため候補地とする。
 【消去法で絞り込み】：経済性や戦略性の面で、最も高評価なので候補地とする。

なお、一次及び二次調査・評価の検討時期は、現段階でなく、調査対象地を選定した段階でも可能と考えられます。

2013.09.30

用地検討委員 岩井邦夫

提案（リフォーム案の再評価）

前回の検討委員会では、古くなった現在の1，2号炉を同じ場所で更新し、平成11年竣工の、まだ使える3号炉と一緒に使い続ける案（リフォーム案）と現在地に240t/日の新設炉を建設する案（更新案）を比較検討しました。その結果、リフォーム案より更新案の方が安くつく、経済的だという結論になり、現在地が比較用地の対象になった経緯があります。

建設地に対する住民説明会では、住民から「まだ使える3号炉を何故使わないのか？」といった疑問や意見がよく出されます。

今後も住民から同じような疑問や意見が出されると思います。そのとき、どのように回答しますか？前回の検討委員会での結論をそのまま鵜呑みにして説明しますか？

今回の用地検討委員会では、リフォーム案について一度も議論したことはありません。

次期焼却施設の能力も166t/日と決まりましたので、1，2号炉のうち、1炉だけを更新するだけで済みます。

リフォーム案については、制御装置の部品が平成30年で製造中止になるといった問題もありますが、解決できない問題ではありません。

3号炉の発生蒸気の圧力が低く、更新炉の蒸気圧力も上げられないので、ごみ発電効率を今より上げることが出来ない等の問題もありますが採用できない理由ではありません。

コストミニマムの観点から、もう一度リフォーム案についてこの委員会で再検討・評価することを提案いたします。

以上

比較評価項目についての意見

2013/9/30 用地検討委員：亀倉良一

第6回委員会会議資料の「比較評価項目検討資料」について、気づいたことを申し述べます。
その前に、(その1)、(その2)とあり、(その2)は(その1)を再編成したもの、との説明でしたが、符合していない部分もあるように見受けられますので、(その1)を対象に意見を述べます。

1. 大項目の「住民合意形成」(No.37)の内容として、下記の小項目に分類してはどうか。
 - ①周辺住民への周知度
 - ②周辺住民の理解度(町内会・自治会の役員会等の反応を含む)
 - ③住民の意見の集約手段の有無・方法
 - ④地権者等の数、権利移転の難易度
2. 中項目の「法令関係他」の小項目「航空規制等」(No.9)は、前回検討委員会の説明で、成田空港や自衛隊下総基地があるが、当地域は抵触しない、との説明があったように思う。関係しないことが明らかなら、項目を立てる必要はないのではないか。
3. 中項目「自然環境」中の「生態系ネットワーク保全」(No.14)は、千葉県の基準にあるような「(3)一ウ鳥獣保護区」とか「(3)一オ特定植物群落」など、内容が具体的であれば良いが、このままでは概念が広すぎ、主観的評価になるので妥当でない。具体性を持たせるとすれば、「奇跡の原っぱ」保全運動のような自然保護運動を妨害しない、という意味で「生態系ネットワーク保全運動等の有無」と限定した方が良いのではないか。
また「里山景観」(No.16)というのもあまりにも漠然としており、これでは市街化調整区域は全て減点される。「景観」は市街地でも問題であるので、「里山景観」はここから削除し、No.28の「地域景観との調和」に統合した方が良いのではないか。
4. No.24「余熱利用」、No.25「リサイクルプラザ」などは、これを無条件に「是」とする価値基準になっており、是非の議論無く評価基準に入れるのは反対である。現段階では評価項目からはずし、「基本計画検討委員会」で検討される施設コンセプトも見た上で、当委員会の別次元の評価段階や、定性評価の方法で慎重に議論すべきである。No.36「収益性」も性質は同様なので、それらと合せて検討すべきである。
5. No.29、No.30の中項目「地域防災拠点化の効果が期待できるか」やNo.33「地域振興整備費用」、No.35「地域振興に係る運営費用」などは、いわゆる「地域還元」に属する項目なので、「上から目線」で考えるというより、候補地の住民サイドからの提起や希望をもとに検討すべき内容と思われるので、別次元の評価項目として、ここからははずしておいた方がよいのではないか。

以上、取り急ぎ意見を申し述べます。

以 上

用地の比較評価項目検討資料（その２）への意見

平成25年10月1日

渡辺忠明

1. 「募集の絶対要件」の4

国定公園に「県立自然公園」を加える。

理由：検討地域内に手賀沼があり、該当。

2. 12～14の中項目、「自然環境の保全」を「自然環境及び自然景観の保全」とする。

理由：自然景観は、自然環境に包含されるが、一般の方に分かりやすくするため。

3. 12の備考を「特に貴重種、猛禽類の生息する貴重な生態系の保護」に修正

理由：検討区域内のオオタカの生息地がある。

解説：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律では、希少種と言うが、一般の方へのわかりやすさから、貴重種とする。

なお、生物多様性は、科学的には、遺伝子・種・生態系に関して言い、生物多様性基本法では、遺伝子については、「種内に様々な差異が存在する」と表現している。

何れにしても、本資料では種と生態系の多様性を言うことで良い。

4. 13の小項目は「里地・里山の景観保全」とする。

備考は削除

理由：里山は、多くの場合、谷津田とセットで言われるし、環境省では、里地・里山とセットで政策を掲げている。

なお、里地・里山は、そこに生息する生物と景観がセットだが、生物は、12で言及しているので、ここは、一般の方に分かりやすく、「景観」を加えるべきと考える。

森林法の対象外の里山も有りうる。

5. 14の備考に「特に湧水地」を加える。

6. 16は削除。

理由：中間処理場を建設すれば、何処であっても避けて通れない。

7. 「教育施設等への近接」を「教育施設・福祉厚生等への近接」に変更。

従って、備考欄は、通学路の安全確保（交通事故等を考慮）及び福祉厚生施設への影響に変更。

理由：現施設でも敷地境界でさへ環境影響は認められないので、杓子定規に県の基準は当てはめる必要はない。但し、これら施設への影響は考慮する姿勢は示す。

8. 21の備考は、「景観上の影響への配慮、敷地の修景緑化」とする。

理由：修景緑化は、景観上の影響の配慮の措置であるが、特記し、一般の方に分かりやすくする。

9. 35は、用地選定の各段階で、行うべきことで、評価項目には馴染まないで削除。

意見（温水センターの取り扱い）

現在、印西クリーンセンターに隣接して印西温水センター（印西市大塚1丁目3番地）があります。

この温水センターは、印西クリーンセンターの余熱を利用した施設で、平成5年に竣工し、敷地（面積5,700m²）内には、駐車場、温水センター（大広間、浴室、サウナ、プール、トレーニングジム等）があり、住民の憩いの場、健康維持の場、水泳教室、体操教室、ヨガ教室、フラダンス教室などの各種教室の場となっており、平成24年度の延べ入場者数は、153,274人となっており、多数の住民が利用しています。運営は指定管理者が行っています。

前回の検討委員会では、次期中間処理施設には同じような温水センターを必ず隣接し、住民に利用してもらおうとしておりました。

今回の用地検討委員会では、まだ温水センターの是非について議論しておりません。

必ず、温水センターを設けるのであれば、その規模や用地面積についても検討し、用地の募集時にも温水センターの敷地面積を加えなければなりません。また比較評価の項目にも温水センターの設置場所としてふさわしいかも設けなければなりません。

私の意見は、「次期中間処理施設には、焼却余熱を利用した温水センターを必ず隣接し、付近住民（範囲はこれから決める）には一般料金*より安く利用できるようにする（付近住民へのお礼）」です。

* 現在の温水センターの利用料金は、印西市、白井市、栄町の住民で大人が400円、その他の地域の大人は、500円となっています。（子供はこの半額）

以上

募集要件・審査・比較評価方法等に関する意見

平成 25 年 10 月 8 日

委員 黒須 良次

印西地区ごみ処理基本計画検討委員会から当委員会に報告された「次期中間処理施設整備事業の基本方針の概要」の内容を前提として、立地候補地の募集要件、審査、対象地の調査・評価方法について以下のとおり意見を述べます。

1. 立地候補地の募集要件について

- 1) 募集要件は「応募者の資格要件」と「対象地の用地要件」の2つに大別し、分かり易く。
- 2) 「絶対要件」という表記は過度で誤解を招きやすい。「要件」や「必要条件」で十分足りる。
理由：絶対要件と規定すると、例えば対象地の一部が洪水冠水危険地域等である場合、要件を100%満足できない。しかし、実際には、部分的に要件を満足しないケースが多いと想定され、満足すべき要件について詳しい説明が必要になると考えられる。
- 3) 対象地の用地条件について
 - ①自然地形に由来する自然災害の危険性を、要件として考慮すべき。
理由：印西地域の自然災害危険エリアは、洪水冠水危険地域や液状化危険地域で、沖積平野や谷底低地など自然地形に由来するものである。盛土造成や地盤改良等を行えば、どちらも危険性をある程度緩和できるが、完全に回避できるものではない。また、液状化危険地域だけを要件から除外するのは不相当であり、慎重に設定すべきである。
 - ②立地制限を受ける法適用区域等については、実際に印西地域内で指定されていない区域等の名称（例：国定公園）を使用すると混乱を招くので使用すべきでない。

2. 応募案件の情報管理・審査方法等について

- 1) 応募案件の個別情報は、原則として非公開とし、開示事項は応募者の同意の範囲による。
- 2) 当委員会で審査を実施する際、会議傍聴の可否は当委員会の決議に従う。
- 3) 応募要件の自然的・社会的、法的適合性の確認・判断は、必要に応じ自治体等の所管部署へ照会を行い、適確を期す。
- 4) 応募案件は、応募要件等の審査を経て、「調査検討対象地」として選定する。
- 5) 調査検討対象地として選定した土地については、現地踏査など評価検討に必要な調査（地質条件・権利関係・不動産簡易鑑定等）を適時・適切に行えるよう、予め募集段階もしくは審査・選定段階で、所有者等の同意を得るものとする。
- 6) 前記の調査の実施につき、所有者等の同意が得られず、比較評価の実施に支障がある場合、当該応募案件の調査検討対象地としての選定を取り消すことができるものとする。

3. 調査検討対象地の調査・比較評価のあり方・方法について

1) “市民の目線” に立って、評価の「見える化」を目指すことを提案

- ・前回の検討委員会が実施した評価については、評価の考え方や根拠データ、採点方法等に説明不足や不適切な部分があり、かつ評価項目が数十項目と多数で複雑であった結果、市民から多々問題が指摘され、評価結果の妥当性・信頼性に疑問が投げかけられている。
- ・施設用地の立地適合性に関する評価は、評価の視点や項目が多数におよぶことから、専門家であっても、全体像について合理的説明が足りず、分かりにくいものになりがちである。
- ・よって、当委員会においては、第一に“市民の目線”に立って、市民に分かりやすい的確な評価方法を採用し、評価の「見える化」に最大の努力をすべきである。
- ・評価の「見える化」を目指す上で、第一条件として、次の3つの基本的な事項について市民に対して明快に説明できるように、当委員会は「説明力」を高めるべきである。

(A) 評価方法は：評価の目的・考え方、手法・項目の設定理由等を明確に説明できること。

(B) 評価体系は：基本視点（大項目）ごとに、評価の内容と結果を「見える化」すること。

(C) 委員会の評価観は：どういう観点から何をどの程度重視した結果なのかが読めること。

具体的に、第6回会議の資料について、「見える化」するためのポイントを提案する。

(A) 評価方法について：2段階の評価方法について、その目的・考え方・理由の明確化を

- ・「見える化」のため、2段階の評価方式とした理由・意義をより明快に説明する必要がある。
- ・一次評価、二次評価という2段階で評価する目的、考え方、評価技法等について、十分な説明がないため、第6回会議では、委員の共通理解・認識が不十分な状態ではないか。
- ・まず、一次評価、二次評価、それぞれの目的、基本的な考え方、評価手法の採用理由について、説明文をつけて明確に解説し、その上で評価項目等の議論に入るべき。
- ・第6回会議では、一次評価は「安全・安心」に注目して減点評価すると短い説明があった。しかし、それだけでは単にアイデア・思いつきのレベルに止まる。なぜそうするのか、目的・理由・ねらいの明確化が必要。

(B) 評価体系について：基本視点（大項目＝柱・テーマ）の設定の考え方を的確に整理すること

- ・「見える化」のためには、先ず、評価の基本視点・テーマ（大項目）を5，6項目に整理し、それを誰もが理解できるように、わかりやすく説明する必要がある。
- ・第6回会議の資料では、大項目の設定の考え方、その中に含むべき中・小評価項目の種類等の認識・説明が足りない。そのため、中・小項目の内容、位置づけに混乱がみられる。よって、先ず大項目の設定の考え方・方針をしっかりと整理すべきである。

以下、混乱しているケース、整理不足と考えられる点を例示。

(例 1) ヒートアイランド化：これは市街地等に局地的に起きる現象であり、焼却炉から排出する温暖化効果ガスが、ヒートアイランド現象を加速し、熱帯夜の増加など、市民生活の健康や

生活環境の質に影響する項目として検討すべきもの。しかし、資料では、周辺環境への影響と記述しながら、マクロな地球環境への影響項目とし、大項目との整合がとれていない。

(例 2) 社会的影響の観点：一次評価の大項目に、抽象的に「社会的影響の観点」とあるが、一次評価の大きな目的が「安全・安心」の観点からみて重要な項目を評価するというのであるなら、その目的性に即し、「生活環境の保全、市民の健康への影響」など、よりテーマ設定の視点を明確なものとしなければ、結果として評価があいまいになりやすい。

(C) 委員会の評価観：どういう観点から、何をどの程度重視した評価結果かが分かるように

- ・委員会においては、評価の観点は固定せず、例えば、①市民生活の安全・健康を重視した場合、②施設建設の実現性を重視した場合、③環境保全を重視した場合など、評価の観点を変えて評価結果を比較検討することにより、委員会による評価の質の充実と、市民目線での説明力の向上に努めるべきである。
- ・一次、二次評価においては、大項目ごとに独立した「テーマ別評価・ランキング」の結果と、②全ての大項目を合わせた「総合評価・ランキング」の結果を並列して示すことにより、評価結果を分かりやすく多面的に比較できるようにすべきである。

2) 専門用語などの定義・用法の説明を

- ・第 6 回会議では、評価手法（減点、加点）、防災拠点などの用語の説明・定義がない資料で審議したことから、委員の理解不足、認識のギャップが生じている。専門用語、造語等の定義、用法等について、適切な説明を事務局に求める。

以上

※：評価項目（大・中・小）に関する具体的提案は、別途提出させていただきます。

用地の比較評価項目検討資料（その２）、「一次評価」の項目について（意見等）

平成25年10月22日

渡辺忠明

閉め切りを過ぎての追加意見で申し訳ございません。

一次評価の項目、17の「ヒートアイランド現象」は削除を皆様にご検討頂きたく存じます。

（理由）

既存の中間処理施設により、廃熱が周囲に悪影響を及ぼしたというお話は聞いておりません。よしんば、廃熱が周囲に悪影響を及ぼすほどであれば、中間処理施設を検討する基本計画検討委員会で、その廃熱もエネルギーとして有効利用するものとすべきです。

そもそも、ヒートアイランド現象は、環境省によれば、「都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象です」と有り、面的に広がりのある現象で、焼却炉のような、点的な施設の熱で起きる現象ではありません。

しかも、焼却炉の廃熱に問題があるとすれば、何処の土地を選んでも、選択先で、大幅に影響の度合いが変わるとは考えがたいものと思います。（理想的には、コンクリートジャングルの土地と、農地、里山の林に囲まれた場所では違いが有るのではないかとの主張はあり得ますが、焼却炉のような点的施設が、ヒートアイランド現象を加速するとは考えにくいと思います。

よく、地球温暖化とヒートアイランド現象を同一視しがちですが、分けて考えるべきものです。つまり、温室効果ガスによる温暖化は大気圏の上空の話であり、例え、焼却炉の熱が周辺に高温化の影響を与えていたとしても、区別して考えるべきものです。

しかしながら、無関係ではありません。環境省の資料では、「日本の大都市においては、地球温暖化による気温上昇にヒートアイランド現象がもたらす気温上昇が加わって、都市の温暖化が進んでいると言えます」と有り、地球温暖化とヒートアイランド現象は、一応、区別して考えるべきものです。

（追記）

住民の皆様は、「当委員会は、ヒートアイランド現象も視野に入れて検討してますよ」とご安心頂くために残すというので有れば、一考の余地があるとは思いますが。

